

本件事故当時、鏡石町に居住していた申立人(大人・非妊婦)が、避難費用(生活費増加費用及び移動費用)、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 損害項目 (1) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用  
(2) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害  
(3) 避難及び帰宅に要した移動費用  
(4) 就労不能損害  
(5) (1)ないし(4)についての弁護士費用

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年6月30日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、金568,387円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1に掲げる損害項目(当該期間に限るものとし、その遅延損害金分も含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名又は記名押印の上、それぞれ1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月2日

(仲介委員 廣瀬健一郎)